

## 地域医療介護総合確保基金を活用した病床規模の適正化事業について（三泗区域）

### 1 病床規模の適正化事業について

本県においては、これまで地域医療介護総合確保基金を活用し、回復期への機能転換に対する補助事業を実施してきたところですが、令和2年度からは、慢性期への転換補助を追加するなど機能転換のメニューを充実させるとともに、病床規模の適正化（ダウンサイジング）についても補助メニューを追加することとしています。

新たな補助メニューに基づき計画する病床規模の適正化にかかる事業については、従来の機能転換時と同様、地域医療構想との整合性が確保されているかどうか、地域医療構想調整会議において事前に確認することとしています。

令和2年度三泗区域における、地域医療介護総合確保基金を活用した病床規模の適正化にかかる事業については、今年度事業募集を行ったところ以下のとおり活用希望があったため、地域医療構想との整合性について協議します。

### 2 事業の概要

- ① 医療機関名：三重県立総合医療センター
- ② 事業内容：急性期病床 20 床を削減し、当該病床が設置されている病室を改修し、休憩室・学生控室へ用途変更する。
- ③ 病床削減による医療機能別病床数の変更内容

削減前		削減後	
高度急性期	336 床（ 88 床）	高度急性期	328 床（ 84 床）
急性期	103 床（351 床）	急性期	91 床（335 床）
合 計	439 床（439 床）	合 計	419 床（419 床）

※括弧内は定量的基準適用後の医療機能別病床数

- ④ 病床削減時期：令和2年度中を予定
- ⑤ 工事予定期間：令和2年度中を予定

### 3 地域医療構想との整合性について

当該医療機関は、急性期病床 20 床の削減を予定していますが、三泗区域において、過剰である急性期機能を縮小するとともに、総病床数の適正化にもつながる計画であることから、県としては、三泗区域地域医療構想との整合性が確保できると考えます。



# 令和2年度病床機能分化推進基盤整備事業補助金

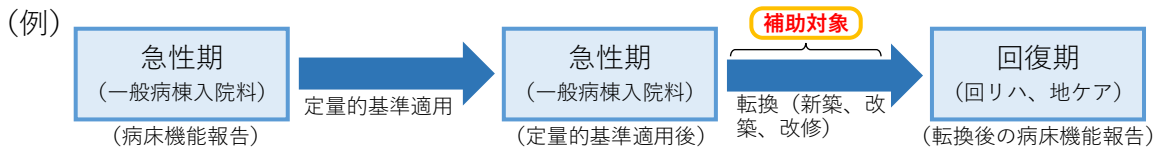
病床の機能分化・連携を促進し、地域における効果的・効率的な医療提供体制の構築を図るため、病床の機能転換や病床規模の適正化にかかる施設整備費用の一部を助成します。

## 🏠 病床の機能転換にかかる事業の補助

### ① 回復期機能転換補助

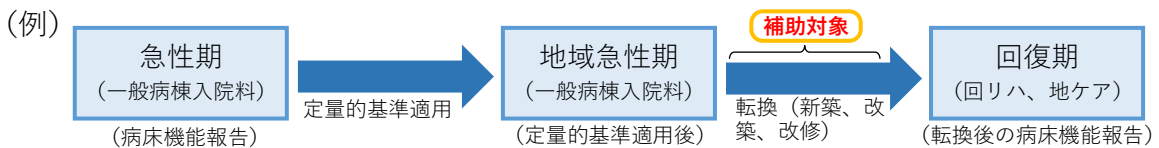
回復期機能が不足する区域において、過剰な機能からの転換を補助します\*。

※病床機能の過不足は、直近の病床機能報告に定量的基準を適用した上で判断します（以下、同じ）。



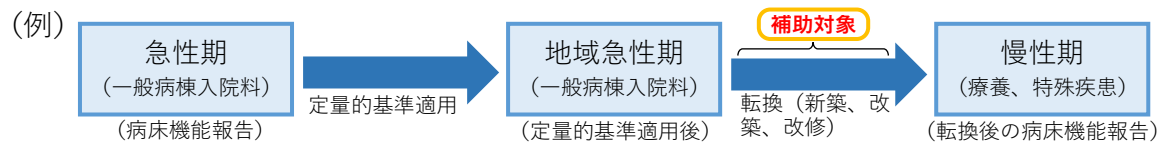
### ② 回復期機能充実補助

定量的基準により地域急性期とみなされた病棟（一般病棟入院料）について、地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟への転換を補助します。



### ③ 慢性期機能転換補助

慢性期機能が不足する区域において、過剰な機能からの転換を補助します。



### 【補助の概要】

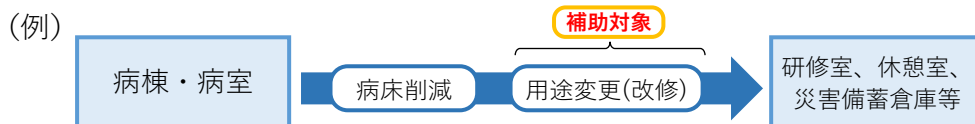
補助メニュー	①回復期機能 転換補助	②回復期機能 充実補助	③慢性期機能転換補助
対象者	三重県内の病院の開設者		
対象区域	桑員、三泗、鈴亀、伊賀、松阪	全ての構想区域	三泗、鈴亀、津、伊賀、伊勢志摩
対象経費	以下のいずれかの施設基準を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		
	回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料		療養病棟入院料 特殊疾患病棟入院料
基準額	1床あたり 3,624 千円 (150床上限)		
補助率	補助対象経費*の2分の1以内 ※実際にかかった経費と基準額のうち少ない方		
主な補助の条件	事前に地域医療構想調整会議で合意を得る必要があります。		
	事業完了後の病床機能報告では、回復期で報告する必要があります。		事業完了後の病床機能報告では、慢性期で報告する必要があります。

※上記以外の要件もありますので、補助金の活用を希望される場合に、詳細を確認させていただきます。

## ✚ 病床規模の適正化にかかる事業の補助

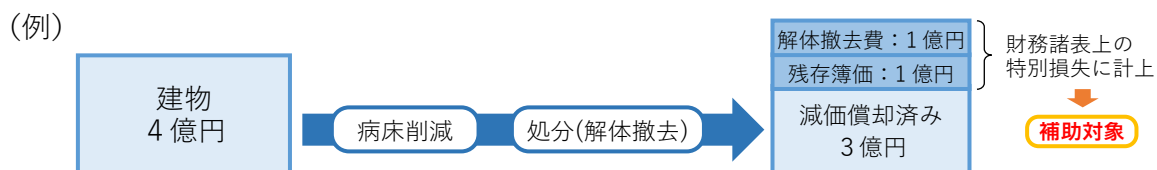
### ① 建物の改修整備費補助

過剰な機能の病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更するために必要な改修費用を補助します。



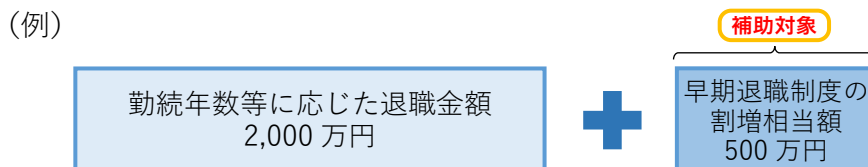
### ② 建物の処分に係る損失補助

過剰な機能の病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）に係る損失を補助します。



### ③ 人件費補助

過剰な機能の病床削減に伴う早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額を補助します。



### 【補助の概要】

補助メニュー	①建物の改修整備費補助	②建物の処分に係る損失補助	③人件費補助
対象者	三重県内の病院・有床診療所の開設者		
対象区域	桑員、鈴亀区域を除く構想区域		
対象経費	過剰な機能の病床削減（稼働病床で10床以上に限る）に伴い不要となる病棟・病室を他の用途（研修室、休憩室、災害備蓄倉庫等）に変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費	過剰な機能の病床削減（稼働病床で10床以上に限る）に伴い不要となる建物（病棟・病室等）の処分（解体又は売却）に係る次の損失※ ○固定資産除却損 ○固定資産廃棄損 ○固定資産売却損 ※財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る	過剰な機能の病床削減（稼働病床で10床以上に限る）に伴う早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額
基準額	1床あたり 1,871千円(150床上限)	—	職員1人あたり 6,000千円(上限)
補助率	補助対象経費※の2分の1以内 ※実際にかかった経費と基準額のうち少ない方		
主な補助の条件	事前に地域医療構想調整会議で合意を得る必要があります。		

※上記以外の要件もありますので、補助金の活用を希望される場合に、詳細を確認させていただきます。